72. 西風新都石內湯戸地区 地区計画

 決
 定
 令和5年
 2月
 2日
 広島市告示第38号

 最終変更
 令和6年
 2月28日
 広島市告示第75号

			(西風新都計画誘導型「まちづくりタイプ _」				
	名	称	西風新都石內湯戸地区 地区計画				
位置			広島市佐伯区五日市町大字石内の一部				
面積			約 3.0 h a				
地区計画の目標			石内湯戸地区(以下「本地区」という。)は、広島市の北西部で新たな都市機能の集積拠点として整備されている西風新都の中にあって、石内地区の南西部に位置し、豊かな田園環境の中に幹線道路の利便性を兼ね備えた地区である。本地区は、「活力創造都市"ひろしま西風新都"推進計画2013」において「計画誘導地区」に位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。また、地域住民等によって策定された「石内まちづくり基本構想」及び「石内まちづくり計画」においても、地区計画制度を活用しながら、地域軸にふさわしい計画的な土地利用を促進することとされている。このため、本地区の土地所有者等による検討を重ね、地区計画を策定することにより、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図ろうとするものである。				
	土地利用	の方針	本地区では、自然と生活文化を大切にしながら、適切かつ良好な土地利用を実現するため、地区を三つに区分し、土地利用に関する方針を以下のように定める。 1 「沿道地区A」は、沿道環境や景観の改善等を進め、幹線道路を生かした沿道にふさわしい土地利用を進める地区とする。 2 「沿道地区B」は、幹線道路沿道のまとまった土地を生かし、商業施設の立地を図る地区とする。 3 「住居地区」は、田園環境等の周辺環境に配慮しつつ、安全で快適な生活環境を形成する地区とする。				
区域の整備	地区施設	の整備の方針	本地区においては、田園環境等の周辺環境に配慮しつつ、安全で快適な生活環境の形成と幹線道路を生かした沿道にふさわしい土地利用を進めるため、街区道路緑地、調整池及び水路について地区整備計画に位置付け、開発により整備する。				
偏、開発及び保全に関する方針-	建築物等	の整備の方針	建築物等について次のような事項を定めることにより、良好な市街地環境の形成と安全で快適な地区環境の保全・創出を図る。 1 建築物の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の敷地面積の最低限度 5 建築物の高さの最高限度 6 壁面の位置の制限 7 建築物等の形態又は意匠の制限 8 垣又は柵の構造の制限 なお、沿道地区Aについては、建築基準法第61条に定める準防火地域内の建築物を建築することにより、本地区の不燃化と防災力の向上を図る。				
		当該地区の整	屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に定めるでのをいう。)に光源を設ける場合は、まぶしさを防止する対策を図るなど周辺の環境に配慮する。				

	施設の配置	社及び名	道 路				
区 整 備 計			名 称	幅	員	延長	
計画			街区道路	約6メ	ートル	約 130 メートル	
				緑 地			
			名 称		面積		
			緑地		約	約 870 平方メートル	
			その他の公共空地				
			名 称			面積	
			調整池	調整池約1		1,500 平方メートル	
			水路	約:		280 平方メートル	
建	地区の	名 称	沿道地区A (市街化調整区域)	沿道 ^均 (市街化記		住居地区 (市街化調整区域)	
建 築 物 等 に	区分	面積	約 0.6h a	約 2.	•	約 0.4 h a	
等に関する事項	建築物の制限	p 用途の	次年 1 区 1 2 条砂さ 「内 2 法に 力 2 法に 3 に 2 年 8 砂さ 「内 2 法に 3 に 3 は 5 に 3 は 5 に 3 は 5 に 3 と 5 に 3 は 5 に 3 と 5 に 3 と 5 に 3 は 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5	のな1 こ供途積メー話行め物災る推令号げ建ら こ供途積メー話行め物災る推令号げ築な店れすにの一巡所令る(害土進()る物い舗らる供合ト査又第公警警砂に成6のは、、にもす計ル派は3位長では、ののでは、にもすがル派は3位長では、ののでは、にもすがル派は3位では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	出所基外の大型を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その 他にているものののでは、本体をはない。 2 ボリング場、スキー 場、水が場、関盟関場 3 ホテアルは が、カーのでは、アライは が、15平方(店舗会では、15平方(店舗会では、15平方(店舗会では、15平方(店舗をは、15平方ののののののののののののののでは、15年間では、15年には、15年には、15年には、15年間では、15年間では、15年には、15年には、15年間では、15年間では、15年には、15年間では、15年には、15年には、15年には、15年には	

	6 ボーリング場、スケ				
	ート場、水泳場、スキー				
	場、ゴルフ練習場又は				
	バッティング練習場				
	7 ホテル又は旅館				
	8 自動車教習所				
	9 畜舎 (床面積の合計				
	が 15 平方メートルを超				
	えるもの(店舗等に附				
	属するものを除く。)に				
	限る。)				
	10 勝馬投票券発売所、				
	場外車券売場その他こ				
	れらに類するもの				
	11 カラオケボックスそ				
	の他これに類するもの				
	(鉄筋コンクリート造				
	等の遮音上有効な建築				
	物内に設けるものを除				
	< ∘)				
	12 劇場、映画館、演芸場				
	又は観覧場				
	13 倉庫業を営む倉庫				
	14 建築基準法別表第 2				
	(り) 項に掲げる建築				
	物				
	15 風俗営業等の規制及				
	び業務の適正化等に関				
	する法律(昭和 23 年法				
	律第 122 号) 第 2 条第 1				
	項第 2 号から第 5 号ま				
	でに掲げる風俗営業に				
	係る建築物				
	16 ナイトクラブその他				
	これに類する建築基準				
	法施行令第 130 条の 7				
	の3に定める建築物				
建築物の容積率					
の最高限度	10 分の 20				
建築物の建蔽率					
の最高限度 10分		10 5.	うの 6		
建築物の敷地面		4,000 平方メートルと			
積の最低限度		する。			
		ただし、巡査派出所、			
		公衆電話所又は建築基準			
	_	法施行令第130条の4に	_		
		定める公益上必要な建築			
		物の敷地については、こ			
		の限りでない。			
 •					

建築物の高さの 最高限度

- 1 建築物の各部分の高 さは、次に掲げるもの 以下としなければなら ない。
- (1) 前面道路の反対側 の境界線からの水平距離が20メートル以下の 範囲内においては、当該部分から前面道路の 反対側の境界線までの 水平距離に1.5を乗じて得たもの
- (2) 当該部分から隣地 境界線までの水平距離 に、建築物の高さが31 メートルを超える部分 を有するものにあって は、その部分から隣地 境界線までの水平距離 のうち最小のものに相 当する距離を加えたも のに2.5を乗じて得た ものに、31メートルを 加えたもの
- 2 前面道路の境界線か ら後退した建築物に対 する前項第 1 号の規定 の適用については、同 号中「前面道路の反対 側の境界線」とあるの は、「前面道路の反対側 の境界線から当該建築 物の後退距離(当該建 築物(地盤面下の部分 又は建築基準法施行令 第130条の12第1号か ら第 4 号まで若しくは 第6号で定める部分を 除く。) から前面道路の 境界線までの水平距離 のうち最小のものをい う。) に相当する距離だ け外側の線」とする。
- 3 建築物の敷地が 2 以 上の道路に接し、又は 公園、広場、水面その他 これらに類するものに 接する場合、建築物の 敷地とこれに接する道

建築基準法第56条第1項第2号二及び同法別表第3の5の項(に)の欄の規定に基づき定める数値による

路若しくは隣地との高 低差が著しい場合その 他特別の事情がある場 合における第1項及び 第2項の規定の適用の 緩和に関する措置は、 建築基準法施行令第 132条から第135条の3 に定めるところによ る。

- 4 第1項第2号の規定 による高さの算定につ いては、地盤面からの 高さによる。
- 5 第1項第1号の規定 及び建築基準法施行令 第130条の12の規定に よる高さの算定につい ては、前面道路の路面 の中心からの高さによ る。
- 6 第1項に規定する建 築物の高さには、階段 室、昇降機塔、装飾塔、 物見塔、屋窓その他こ れらに類する建築物の 屋上部分の水平投建の 量上部分の水平建建の り内の場合において は、その部分の高さは、 12メートルまでは、 12メートルまでは、 12メートルまでに 該建築物の高さに りない。

壁面の位置の制 限

- 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線(隅切部分を除く。) 及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上としなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。
- (1) ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分
- (2) 簡易な構造の自動車車庫
- (3) 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以 内であること
 - ロ 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接 する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること
- (4) 巡查派出所
- (5) 公衆電話所
- (6) 建築基準法施行令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの

(7) 門又は塀

- (8) 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの
- 3 当該地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様 替の工事中の建築物が第1項の規定に適合しない場合においては、当該建築物に 対して、第1項の規定は適用しない。
- 4 前項の規定により第1項の適用を受けない建築物に増築をする場合において は、増築をする部分が第1項及び第2項までの規定に適合する場合に限り、当該 建築物に対して、第1項の規定は適用しない。
- 5 第3項の規定により第1項の適用を受けない建築物に修繕又は模様替をする場合においては、当該建築物に対して、第1項の規定は適用しない。

建築物等の形態 又は意匠の制限

1 屋外広告物は、次の(1)又は(2)に該当する自己の用に供する広告物(以下「自己用」という。)以外を禁止するとともに、自己用のうち、次の(3)に該当するものは建築物を利用して表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

ただし、広島市屋外広告物条例(昭和54年条例第65号)第6条第1項、第2項、第4項第3号、同項第4号及び同項第6号に規定するものはこの限りでない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場又は車両、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 屋上又は屋根の上に広告物の掲出を主たる目的として独立して設けるもの
- 2 当該地区計画の決定の際現に存する屋外広告物又は現に工事中の屋外広告物 が前項の規定に適合しない場合においては、当該屋外広告物に対して、前項の規 定は適用しない。
- 3 前項の規定により第1項の適用を受けない屋外広告物が存する敷地で、建築物の建築、修繕又は模様替をする場合においては、当該屋外広告物に対して、第1項の規定は適用しない。

垣又は柵の構造 の制限

- 1 道路に面して設ける垣又は柵は、次の各号に掲げる構造のいずれかとする。ただし、門柱又は公共公益施設にあって安全上やむを得ないものについてはこの限りでない。
- (1) 生け垣
- (2) 網状その他これに類する形状のもので、開放性を著しく妨げないもの
- (3) 地盤面からの高さが 1.2 メートル以下のもの
- 2 当該地区計画の決定の際現に存する垣若しくは柵又は現に工事中の垣若しく は柵が前項の規定に適合しない場合においては、当該垣又は柵に対して、前項の 規定は適用しない。
- 3 前項の規定により第1項の適用を受けない垣又は柵が存する敷地で、建築物の 建築、修繕又は模様替をする場合においては、当該垣又は柵に対して、第1項の 規定は適用しない。

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由(都市計画法施行規則第9条第3項に規定する当該都市計画を定めた理由)

本地区は、「活力創造都市"ひろしま西風新都"推進計画2013」において「計画誘導地区」に位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。また、地域住民等によって策定された「石内まちづくり基本構想」及び「石内まちづくり計画」においても、地区計画制度を利用しながら、地域軸にふさわしい計画的な土地利用を促進することとされている。

石内地区の南西部に位置し、豊かな田園環境の中に幹線道路の利便性を兼ね備えた立地特性を生かすとともに、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図るため、地区計画を定めるものである。

